

## 第4章

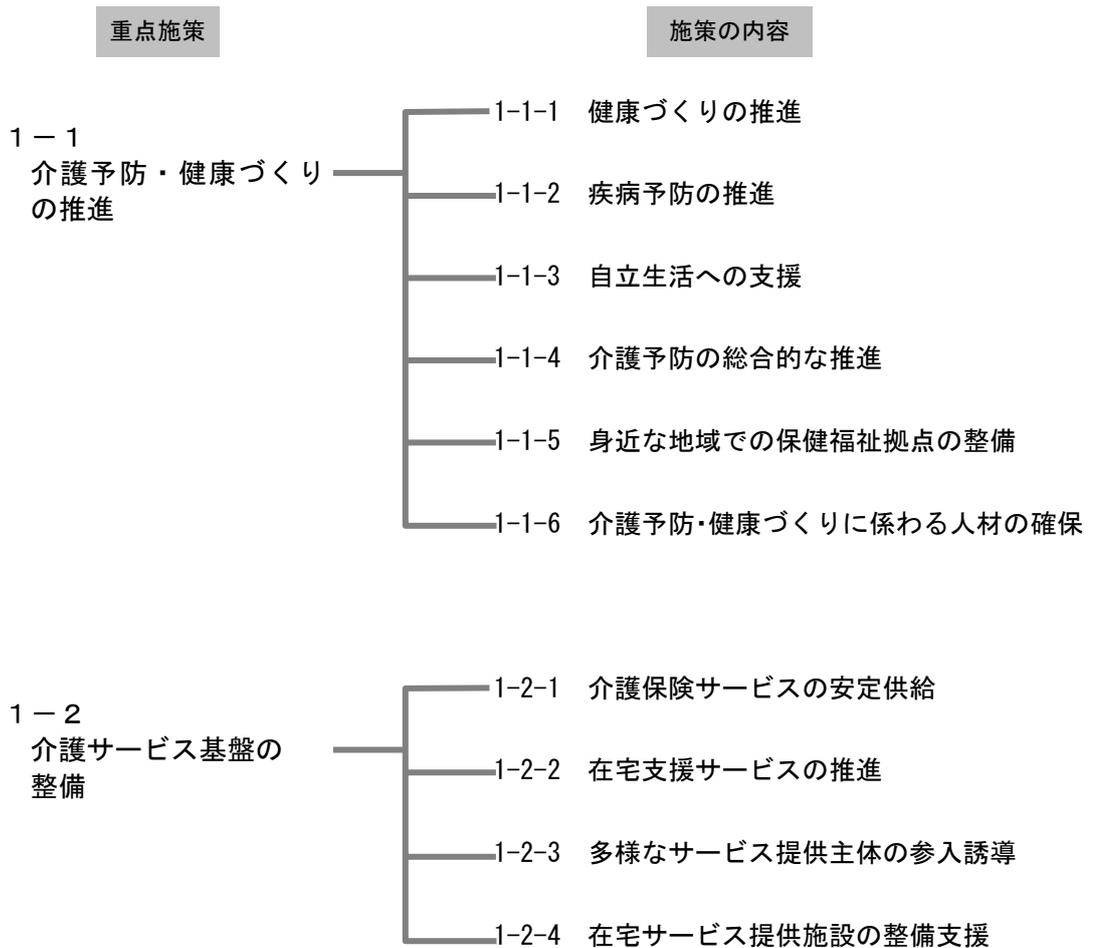
実現に向けた施策の方向

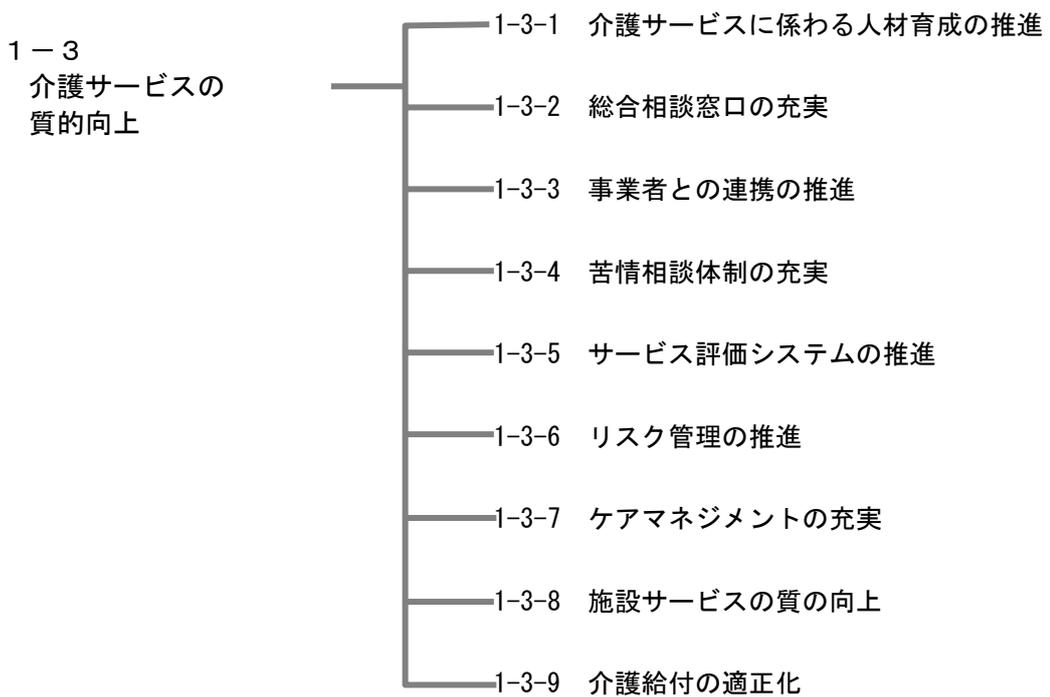


## 第4章 実現に向けた施策の方向

### 1 施策の体系

#### 1 だれもが普通に必要なサービスを利用できるまちづくり

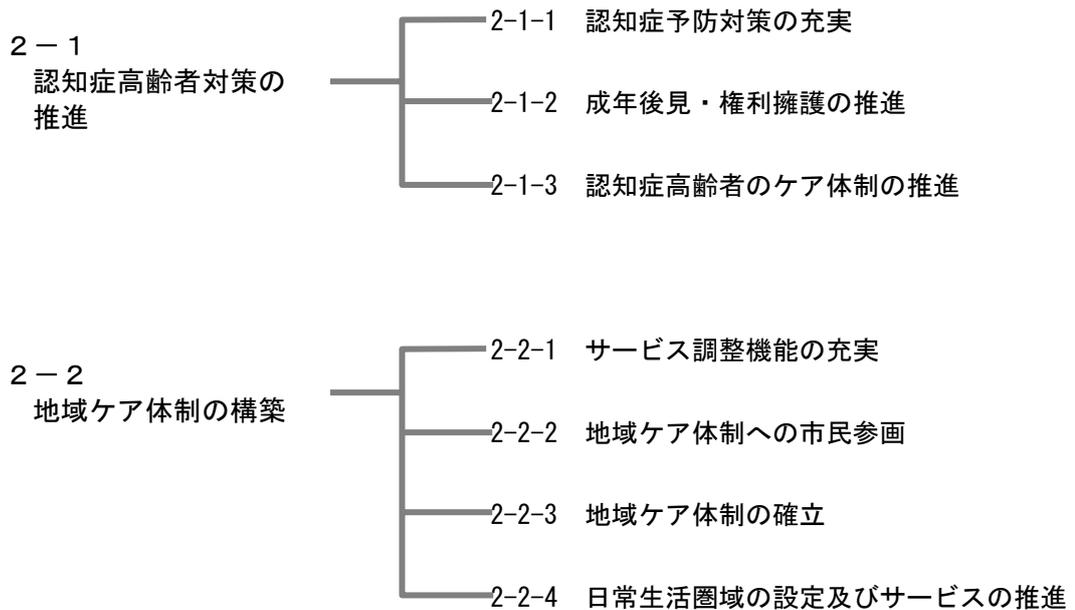


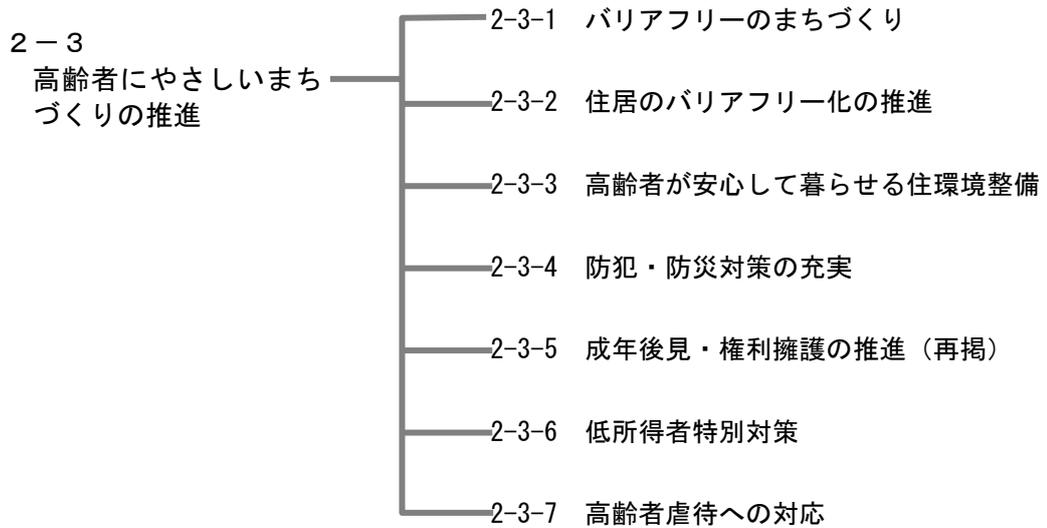


## 2 高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるまちづくり

重点施策

施策の内容





### 3 市民参画による生きがいやふれあいのあるまちづくり

重点施策

施策の内容

3-1 高齢者の積極的な社会参画

- 3-1-1 高齢者の社会参加活動・生きがいづくりへの支援
- 3-1-2 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進
- 3-1-3 高齢者の就労支援
- 3-1-4 福祉のまちづくりへ参画する高齢者への支援

3-2 福祉コミュニティの推進

- 3-2-1 地域ぐるみの市民福祉活動の推進
- 3-2-2 ボランティア・民間非営利団体(NPO)活動の支援
- 3-2-3 防犯・防災対策の充実（再掲）



# 基本目標 1

施策の展開

# 基本目標 1 施策の展開

“誰もが普通に必要なサービスを利用できるまちづくり”

## 1-1 介護予防・健康づくりの推進

【具体的な施策の内容の一覧】

	推進実施団体			
	市民	ボランティア NPO	事業者	行政
1-1-1 健康づくりの推進	○	○	○	○
1-1-2 疾病予防の推進	○	○	○	○
1-1-3 自立生活への支援	○	○	○	○
1-1-4 介護予防の総合的な推進	○	○	○	○
1-1-5 身近な地域での保健福祉拠点の整備		○	○	○
1-1-6 介護予防・健康づくりに係わる人材の確保			○	○

### 1-1-1 健康づくりの推進

「自分の健康は自ら守りましょう」を目標に、若年期から健康的な生活習慣を身につけることにより生活習慣病を予防し、すべての市民が自分らしく自立した生活を送れるよう支援します。

推進の方向性

- (1) 健康手帳の交付
- (2) 若年期からの健康づくり推進
- (3) 健康づくりを推進する市民団体の育成

#### (1) 健康手帳の交付

【現状と課題】

健康診査や保健指導の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に活用していただくため配布しています。

【今後の展開】

今後についても、事業実施時等に目的や活用方法についての説明を行い交付することとし、より効果的な活用を図ります。

【推進の担当】 保健センター

## (2) 若年期からの健康づくりの推進

### 【現状と課題】

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）予防健診や女性の健康チェックを実施し、若年期からの生活習慣病予防に取り組んでいます。

### 【今後の展開】

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）予防健診や女性の健康チェックを積極的に実施し、若年期からの健康づくりを推進します。

### 【推進の担当】 保健センター

※保健センターでは、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）予防健診をメタボ予防健診として実施しています。

## (3) 健康づくりを推進する市民団体の育成

### 【現状と課題】

健康まちづくり推進員は、「いろは健康21プラン」の推進に向けて、地域での健康づくり活動のコーディネーターとなる人です。まずはウォーキングによる健康づくりを広く推進するため、誰もが気軽に参加できる「健康まちづくりウォーキング」を実施しています。

食生活改善推進員は、正しい食生活の普及や食を通じて市民の健康づくりを支援するため、食育教室や男性料理教室を実施する等、地域に根ざした健康づくり活動を推進しています。

これらの団体に限らず、地域で健康づくりを実践する市民や団体等を幅広く支援し、市民が身近な場で気軽に健康づくりに取り組める環境を整備します。

### 【今後の展開】

地域で健康づくりを実践しているグループや団体等を幅広く支援し、地域ぐるみで取り組む健康づくりを推進します。

### 【推進の担当】 保健センター

### 1-1-2 疾病予防の推進

死亡原因の上位を占めている、がん、心臓病、脳卒中の3大生活習慣病などを予防するため、健康教育や健康相談、各種検診事業を積極的に実施するとともに、受診率の向上を図るための啓発活動を推進します。

なお、平成21年度、志木市立市民病院に（仮称）総合健診センターが整備されます。特定健康診査にあわせ、がん検診も同時受診できますので、さらに疾病予防が推進できます。

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| (1) 特定健康診査等（健康診査） | (5) 骨粗しょう症検診 |
| (2) 健康教育          | (6) 歯周疾患検診   |
| (3) 健康相談          | (7) 訪問指導     |
| (4) 各種がん検診        |              |

## (1) 特定健康診査等（健康診査）

### 【現状と課題】

老人保健法の改正により、平成20年度から特定健康診査等を実施しています。各医療保険者が74歳までの人を対象とする特定健康診査や特定保健指導を実施しています。健診結果を活用した生活習慣改善指導に、積極的に取り組んでいく必要があります。

また、75歳以上の人については、後期高齢者医療保険で健康診査を実施していません。

### 【今後の展開】

医療機関との連携を図りながら、主体的な健康づくりを支援します。また、65歳以上の高齢者に、生活機能評価の項目を追加し、特定高齢者の把握に努めます。

【推進の担当】 健康づくり支援課、高齢者ふれあい課

## (2) 健康教育

### 【現状と課題】

生活習慣病についての正しい知識を深め、各自の生活習慣を見直すことにより、主体的な健康づくりを支援します。

### 【今後の展開】

参加者の意見も取り入れ、健康教育の実施方法や内容の検討を行います。

町内会の集まり等、地域で行われている様々な活動の場を通して、身近な場所での健康づくりが実践されるよう支援します。

【推進の担当】 保健センター

### (3) 健康相談

#### 【現状と課題】

市民の主体的な健康づくりを支援し、疾病の予防と健康増進を図るため、心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な保健指導及び助言を行います。また、きめ細かな対応ができるよう、関係機関との連携を密にしていく必要があります。

#### 【今後の展開】

広く一般市民を対象に実施し、主体的な健康づくりを支援します。

【推進の担当】 保健センター

### (4) 各種がん検診

#### 【現状と課題】

がんの早期発見と予防を図るため、各種がん検診を実施し、要精検となった人が必ず精密検査を受診するよう、支援を徹底していく必要があります。

#### 【今後の展開】

がん検診の必要性を周知し、検診受診率の向上と要精検者の受診率向上に努めます。

【推進の担当】 健康づくり支援課

### (5) 骨粗しょう症検診

#### 【現状と課題】

骨折の基礎疾患となる骨粗しょう症を早期に発見し適切な保健指導を行うことにより、寝たきり等による生活の質の低下を予防します。

#### 【今後の展開】

より多くの人に受診していただき、骨量減少者を早期に発見するとともに、生活習慣を見直すきっかけとなるよう支援します。

【推進の担当】 保健センター

### (6) 歯周疾患検診

#### 【現状と課題】

歯周疾患の予防が介護予防につながり、生涯にわたって生活の質を維持向上させる効果が期待できます。

#### 【今後の展開】

より多くの人に受診していただけるよう、口腔ケアの重要性と歯科健診の必要性について周知していきます。

【推進の担当】 保健センター

## (7) 訪問指導

### 【現状と課題】

生活習慣病予防の観点から、訪問による保健指導が必要な人に対し、保健師等が訪問して助言・指導を行います。

### 【今後の展開】

来所による保健指導が難しい市民に対して行う有効な手段であり、必要な人に適切な指導ができるよう訪問指導を充実させます。

【推進の担当】 保健センター

## 1-1-3 自立生活への支援

すべての高齢者がいつまでも健康で自立した生活を継続できるよう、健康づくり事業の推進を図るとともに、援護を必要とする状態になった場合でも、その状態に応じて可能な限り自立した生活を送ることができるよう、各種サービスの充実に努めます。

### 推進の方向性

- (1) 福祉電話貸与
- (2) 緊急時連絡システム
- (3) 日常生活用具給付

## (1) 福祉電話貸与

### 【現状と課題】

概ね65歳以上でひとり暮らしの低所得高齢者の家庭、及び緊急連絡時等の手段として必要性があると認められる重度障がい者を対象に貸与しています。緊急連絡時の手段として活用することによって、安心した生活を確保するための制度であり有効活用されています。

### 【今後の展開】

ひとり暮らしの高齢者の安全の確保のため制度の周知を図っていきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## (2) 緊急時連絡システム

### 【現状と課題】

ひとり暮らしや昼間ひとりになる高齢者で、慢性疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する人が、安心して生活ができるための制度です。今後は、緊急時に近隣住民やボランティア等の協力体制を構築する必要があります。

### 【今後の展開】

高齢者の安全を確保するためには、地域を中心とした支援体制をつくる必要があります。対象とならない人に対しては、地域で見守りを行っていく必要があります。

なお、有料化して希望者に設置することも検討していきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## (3) 日常生活用具給付

### 【現状と課題】

心身の機能低下によるひとり暮らし高齢者等に防火の配慮として電磁調理器、火災警報器等を生活支援として給付しています。課題としては、対象者の把握や制度の周知が必要です。

### 【今後の展開】

関係機関との連携を図り、対象者の把握に努めます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### 1-1-4 介護予防の総合的な推進

健康状態や生活の状況などがどのような状況にある人でも、心身の状態が悪化したり、要介護状態に陥ったりすることがないように、介護予防を充実させ、すべての人が要介護状態にならずに自立した生活を継続していけるよう支援に努めます。

さらに、予防重視型への転換を図るために地域支援事業の円滑な推進や介護予防拠点などサービス体制の整備に努め、サービスの質の向上を図っていきます。

#### 推進の方向性

- (1) 地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）の推進
- (2) 日常生活圏域における介護予防拠点の整備

## (1) 地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）の推進

介護予防の推進と地域における総合的な相談機能を強化する観点から実施する事業です。介護予防事業のうち介護予防特定高齢者施策は、生活機能の低下している高齢者を早期に把握して、必要な事業につなげていくことが重要です。特定健康診査、訪問活動等を実施する中で介護予防事業の利用が必要と思われる高齢者を把握し、介護予防効果の高い事業を提供します。

一般高齢者施策については、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における介護予防に資する活動の育成・支援等を行います。介護予防ケアマネジメント事業や総合相談支援・権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業は、地域包括支援センターに委託し、その推進を図ります。

### － 地域支援事業の推進 －

#### 介護予防事業

##### 介護予防特定高齢者施策

- ①**特定高齢者把握事業**  
特定健康診査・生活機能チェックなどによる虚弱な高齢者の把握
- ②**通所型介護予防事業**  
地域の公共又は民間施設に通って受けるサービス  
・運動器の機能向上事業 ・栄養改善事業  
・口腔機能の向上事業
- ③**訪問型介護予防事業**  
通いのサービスが利用できない方の自宅へ訪問

##### 介護予防一般高齢者施策

- ①**介護予防普及啓発事業**  
介護予防に関する情報等を提供  
・シニア体操教室 ・いろはカッピー体操
- ②**地域介護予防活動支援事業**  
ボランティア活動等を支援  
・介護支援ボランティア養成講座

#### 包括的支援事業

地域包括支援センターを設置し、介護や福祉等総合的な相談・支援、権利擁護相談等の包括的支援事業を委託して実施しています。

- ①**介護予防ケアマネジメント事業**  
介護予防プランの作成やマネジメント業務を実施
- ②**総合相談支援・権利擁護事業**  
高齢者やその家族からの相談、高齢者虐待の早期発見・対応等
- ③**包括的・継続的ケアマネジメント事業**  
ケアマネジャーやサービス事業者の支援

#### 任意事業

家族介護支援事業や成年後見制度利用支援事業など、介護予防に資する事業の実施に取り組んでいます。

- ①**家族介護支援事業**  
介護者を対象とした支援  
・家族介護教室 ・徘徊高齢者家族支援事業  
・家族介護者交流事業 ・介護用品支給
- ②**その他の事業**  
・成年後見制度利用支援事業  
・配食サービス ・ふれあい健康交流会

## ① 介護予防事業

### ア 特定高齢者把握事業

#### 【現状と課題】

健診と合わせて実施する生活機能評価や要介護認定非該当者、関係機関や本人・家族・地域住民からの連絡等により特定高齢者を把握しています。仕組みが煩雑であるため、特定高齢者を把握するまでに時間がかかっています。

#### 【今後の展開】

高齢者に制度の周知を図るとともに、地域包括支援センターや医師会とも連携して特定高齢者の把握に努めます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### イ 通所型介護予防事業

#### 【現状と課題】

特定高齢者把握事業により把握された「特定高齢者」に対し、転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防や向上を図るための「運動器の機能向上事業」、低栄養状態の高齢者に対し栄養相談、栄養教育を行う「栄養改善事業」、口腔機能の向上のための教育や口腔清掃等の指導を行う「口腔機能の向上事業」を実施していますが、参加者が少ないのが現状です。

#### 【今後の展開】

事業の有効性を高齢者に周知し、併せて事業終了後の介護予防にも留意していきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### ウ 訪問型介護予防事業

#### 【現状と課題】

「特定高齢者」の中で、閉じこもり・認知症・うつ等で通所形態による事業参加が困難である人に対し訪問による相談・指導等を実施する事業ですが、対象者がいないため実施していません。

#### 【今後の展開】

対象者の把握に努め、事業の実施に向けて周知や実施方法等の検討をしていきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## エ シニア体操教室

### 【現状と課題】

市内各所において、高齢者に対し体操・ストレッチ・トレーニング器材を利用した運動教室を開催しています。参加希望者も多く好評を得ています。

### 【今後の展開】

身近な場所で継続して運動に取り組めるように、事業を展開していきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## オ いろはカッピー体操

### 【現状と課題】

誰でも知っている曲に合わせて、ストレッチや玄米ダンベルを使った筋力アップ体操を行っています。参加者の増加とともに実施会場も増やし、市民に周知されてきています。

### 【今後の展開】

普及の中心を担うボランティアの養成を継続的に行い、市内全域で実施できる体制をつくります。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## カ 介護支援ボランティア養成講座

### 【現状と課題】

地域において介護予防に関する活動を行う人材を育成するための研修を実施しています。

### 【今後の展開】

継続してボランティアの養成をしていきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## ② 包括的支援事業

### ア 介護予防ケアマネジメント事業

#### 【現状と課題】

介護が必要な状態になることを予防するために、特定高齢者把握事業によって把握された高齢者を対象に、介護予防プランの作成及びマネジメント業務を行っています。

#### 【今後の展開】

事業の周知を図り、特定高齢者事業への参加を促します。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### イ 総合相談支援・権利擁護事業

#### 【現状と課題】

高齢者やその家族からの相談を受け実態把握を行い、情報の提供や必要なサービスにつなげています。また、地域におけるネットワークを通じて高齢者虐待の早期発見・対応に努めています。相談者数は年々増加していますが周知度はまだ低い状況です。

#### 【今後の展開】

相談内容も複雑多岐にわたり、介護する家族の問題も多くなってきています。このことから保健・医療・福祉など必要なサービスにつなぐべく関係機関との連携を図り、ネットワークを強化し高齢者を支援していきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### ウ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

#### 【現状と課題】

ケアマネジャー及びサービス事業者の後方支援として関係職種・機関との連携や調整を行います。また処遇困難ケースを抱えるケアマネジャーの相談支援などを行っています。

#### 【今後の展開】

主治医をはじめ関係機関との連携・協働の体制を整備します。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## ③ 任意事業

### ア 家族介護教室

#### 【現状と課題】

介護負担軽減と介護予防を目的として、民間委託で実施し有効に活用されていますが、参加者が減少傾向にあるため、事業内容などを検討する必要があります。

#### 【今後の展開】

介護家族はもとより地域住民の介護に対する知識啓発を推進するため、家族介護支援事業の一つとして位置づけ、要介護高齢者の状態維持・改善を図るための適切な知識・技術の習得や、介護サービスの適切な利用方法の習得などを目的とした教室を開催していきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## イ 徘徊高齢者家族支援事業

### 【現状と課題】

徘徊する高齢者とその家族を支援するため小型専用端末機を貸与し、その機器を所持した利用者の発信する電波をキャッチして、コンピュータで現在位置を素早く確認し、家族に情報を提供しています。利用者が少ないため事業の周知が必要です。

### 【今後の展開】

事業の周知を図るとともに、必要な高齢者を早期に把握し対応していきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## ウ 家族介護者交流事業

### 【現状と課題】

在宅で高齢者を介護している家族に対し介護から一時的に離れ、心身のリフレッシュを図り、併せて家族介護者の交流の場、情報交換の場として実施しています。

### 【今後の展開】

今後は介護する家族の高齢化に伴い、老老介護の問題も含めて実施方法等を検討し、介護者支援を推進します。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## エ 介護用品の支給

### 【現状と課題】

要介護4又は5と認定された人を介護している介護者の経済的負担の軽減を援助するため紙おむつ等を支給し、家族介護支援策として利用されています。

### 【今後の展開】

家族介護支援の充実に向け、サービスの周知度を高めていきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## オ 成年後見制度利用支援事業

### 【現状と課題】

成年後見制度の利用が必要であるが認知症などで本人に判断能力がなく、後見等の申立てを行う親族がない場合など、成年後見制度の利用が難しい人について市長が申立人となります。申立てを行う前の調査や準備に時間がかかっています。

### 【今後の展開】

高齢者世帯の増加に伴い利用者の増加が見込まれます。地域包括支援センターと連携し、成年後見制度に関する情報提供や相談を実施します。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### カ 配食サービス

#### 【現状と課題】

日常の食事づくりに支障のある高齢者に「食の自立支援」として昼食を手渡し、安否確認と食事の確保を図っています。

生活支援対策として365日型で夕食の宅配も検討する必要があります。また、食の自立支援として他の食に関するサービスも検討する必要があります。

#### 【今後の展開】

介護予防の観点から、地域包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメント、又はケアマネジャーによるケアプランの中に位置づけていきます。またサービスの周知と対象者の把握に努めます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### キ ふれあい健康交流会

#### 【現状と課題】

介護予防事業の一環として地域のボランティアが調理した昼食をもとに栄養指導などを行い、参加者である高齢者の食の自立を目指しています。また、ボランティアと参加者が一緒に会食することにより地域での顔見知りとなり、地域での助け合いへの理解を深めています。ボランティアへの負担が大きくなっています。

#### 【今後の展開】

ボランティアの育成、事業の運営方法も含めて検討していきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## (2) 日常生活圏域における介護予防拠点の整備

要介護状態となったり要介護状態の悪化を防ぐためには、日常的に介護予防に取り組めるよう2か所の福祉センターを介護予防拠点として整備し、介護予防事業を実施しています。

#### 【今後の展開】

今後は、未整備の日常生活圏域に、学校などの公共施設も視野に介護予防拠点の整備を進め、誰もが気軽に介護予防に取り組める拠点づくりを行います。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### 1-1-5 身近な地域での保健福祉拠点の整備

#### 【現状と課題】

身近な地域における社会参加や介護予防拠点として福祉センターの整備を行いました。活動拠点となる場としてはまだ不足しています。

#### 【今後の展開】

身近な地域で心と体の健康づくり、交流、ふれあいを通した生きがいづくりができるように活動の拠点の整備を推進します。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### 1-1-6 介護予防・健康づくりに係わる人材の確保

#### 【現状と課題】

健康まちづくり推進員、食生活改善推進員、介護予防ボランティア等、地域で健康づくりや介護予防を実践する市民や団体等を幅広く支援し、市民が身近な場で気軽に健康づくりに取り組める環境を整備しています。

#### 【今後の展開】

介護予防・健康づくりに携わる人材の資質向上に向けた研修体制を整備するとともに、ボランティアや民間非営利団体（NPO）などと連携して人材の育成や確保に努めます。また、保健福祉サービスに携わる人のネットワークの構築に向けた支援策を進めます。

【推進の担当】 保健センター、高齢者ふれあい課

## 1-2 介護サービス基盤の整備

#### 【具体的な施策の内容の一覧】

	推進実施団体			
	市民	ボランティア NPO	事業者	行政
1-2-1 介護保険サービスの安定供給			○	○
1-2-2 在宅支援サービスの推進			○	○
1-2-3 多様なサービス提供主体の参入誘導		○	○	○
1-2-4 在宅サービス提供施設の整備支援			○	○

## 1-2-1 介護保険サービスの安定供給

介護が必要な状態になっても、自立した質の高い生活を送ることができること、家族の過重な介護負担の解消を目指し、そのために必要な在宅及び施設サービスの供給体制を確立します。また、訪問看護や訪問リハビリテーションなどのサービスについては、医師会や志木市立市民病院との連携の強化に努めます。

### 推進の方向性

- |                        |               |
|------------------------|---------------|
| (1) 居宅サービス（介護予防を含む）    | (4) その他介護サービス |
| (2) 地域密着型サービス（介護予防を含む） | (5) 特別給付      |
| (3) 施設サービス             | (6) 保健福祉事業    |

### (1) 居宅サービス（介護予防を含む）

#### ① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

##### 【現状と課題】

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄などの身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行うものです。また、要支援1・2の人には、状態が悪化しないよう本人の意欲を引き出し、自立を支援しています。居宅サービスの最も基本的で需要の多いサービスであることから、継続的なサービス提供体制の確保やサービスの質の向上が求められています。

##### 【今後の展開】

高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、日常生活を支える最も基本的で不可欠なサービスです。

今後の需要拡大を見込んだサービス供給量を確保するために、それぞれの地域でのサービス事業者の事業拡大や安定的にサービスを提供できるような体制づくりに努めます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

#### ② 訪問入浴介護

##### 【現状と課題】

自宅での入浴が困難な利用者が、その家庭で特殊浴槽を積んだ移動入浴車などで入浴サービスを利用するものです。

現状では、市内事業者はなく需要も多くはありませんので、需要に対するサービスの提供基盤は、近隣の事業者参入により充足されている状況にあります。

しかし、今後は施設介護から在宅介護へと利用者が増えていくことが十分考えられますので、市内に新規事業者の参入を図るとともに、サービス提供の拡充をして

いく必要があります。

**【今後の展開】**

利用者の身体清潔の保持や心身機能の維持向上を図る上で必要なサービスであり、また、利用者が重度要介護者であることが多いため、まず、市内でのサービス事業者の参入を促します。

さらに、サービス提供時における安全性の確保やウイルス、細菌の感染防止への配慮等、介護サービス事業者連絡会等の機会を活用して情報提供等を行い、サービスの利用拡大を図っていきます。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

### ③ 訪問看護

**【現状と課題】**

在宅で、看護師等による療養上の世話や必要な診療の補助を受けるサービスです。

利用者には何らかの疾病や後遺症等により、心身の障がい等を有していることも多く利用意向は高い状況にあります。このため、今後も利用需要は増加するものと見込んでいますが、利用者のためには、サービス事業者の提供時間や土日のサービス提供拡大、24時間の相談体制の整備等、医療機関との連携を図るなどサービスの向上が必要です。

**【今後の展開】**

末期がんなどの特定疾病や心身の疾病、障がい等をもつ利用者の在宅生活を支える上で重要なサービスです。潜在的なニーズの掘り起こしや医療機関との連携の強化、サービス内容の周知に努めるとともに、介護サービス事業者のサービス提供体制の充実を促してまいります。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

### ④ 訪問リハビリテーション

**【現状と課題】**

在宅復帰、在宅生活支援の観点から、主治医の指示のもと、在宅で理学療法士や作業療法士等による、自立した生活を送るために必要なリハビリテーションや、言語聴覚士による言語聴覚療法や嚥下訓練を受けるサービスです。

年々増大する需要に対応して、介護サービス事業者が不足しており、サービス提供基盤の確保が必要であり、既存事業所のサービス提供量の拡大や近隣事業者からの支援を受けることが必要です。

現状では、在宅の要介護者が増えていく中で、志木市立市民病院を中核とした医療機関と連携しサービス提供の拡充が必要です。

**【今後の展開】**

在宅生活支援の観点からリハビリテーションの必要性や重要性を利用者に周知するとともに、様々な利用意向に対応していくため、既存事業所へサービス提供量の拡充のための調整を図り、市内及び近隣の医療機関等と連携して、必要なサービス量の確保に努めます。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

**⑤ 居宅療養管理指導****【現状と課題】**

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護師、歯科衛生士等が要介護者等の自宅を訪問して療養上の管理や指導を行うサービスです。

居宅介護サービス利用者に、サービス提供対応可能な医療機関等、制度の周知が必要です。また、サービス担当者会議を開催し、ケアマネジャーへ適切なケアプラン作成のために専門的な指導や情報提供の徹底を図り、利用者に対し適正なサービスの活用が行われるよう周知を図っていく必要があります。

**【今後の展開】**

居宅介護サービス利用者の主治医及び医療機関、ケアマネジャーや利用者等へ、制度活用についての専門的な指導や情報提供の徹底を図っていきます。また、サービス担当者会議への参加を促し、有機的な連携を図っていきます。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

**⑥ 通所介護（デイサービス）****【現状と課題】**

施設に併設もしくは単独で設置されたデイサービスセンターで、入浴や食事の提供、その他の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを利用でき、施設への送迎サービスも受けられます。また、要支援1・2の人には、本人の希望などにより、運動器の機能向上など予防を重視したメニューを実施しています。

居宅介護サービスの中でも利用意向は高いサービスです。利用者の増加に対応した必要量を確保するとともに、事業所のない地域に多様な実施主体の事業者の参入誘導を積極的に図り、安定したサービス供給体制を確立していく必要があります。

**【今後の展開】**

利用者の在宅生活の継続を支え、また社会的孤立感の解消や心身機能の維持・向上を図るとともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るためにもサービス供給体制の拡充に向けて、民間事業者をはじめ多様な供給主体の参入誘導やサービス事業者との連携等を図っていきます。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課



## ⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）

### 【現状と課題】

リハビリ機能のある病院や施設に通って入浴や食事の提供、機能訓練等のリハビリテーションを行うサービスです。

身体機能の低下とともに閉じこもりがちになった人などの、介護度の重度化への進行を防ぐためにもニーズの掘り起こしが必要で、主に理学療法士や作業療法士による機能訓練を中心に身体機能の維持改善、言語聴覚士による言語訓練等のサービスが利用できます。今後の利用者増加に対応するために、事業者の誘致や介護サービス事業者連絡会等での情報提供が必要です。

### 【今後の展開】

利用者は増加傾向にあるため、利用希望者が必要なサービスを必要なときに利用できるように、新規サービス事業者の参入誘導を図ります。また、近隣のサービス事業者の最新情報を収集し、適宜利用者にサービス情報を提供し、近隣事業者のサービスをスムーズに利用できるよう努めていきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## ⑧ 短期入所サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護）

### 【現状と課題】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設等に短期間滞在し日常生活の世話や機能訓練サービス、あるいは医学的な管理のもとで看護や日常生活上の介護サービスを行うものです。

短期入所サービスは要介護高齢者やその家族の生活の安定に寄与し、居宅介護サービスメニューの中でも利用意向の高いサービスですが、施設入所を伴うサービスであり、市内には短期入所生活介護施設は1か所しかなく、新たな事業者の参入が望まれる状況にあります。

### 【今後の展開】

冠婚葬祭や介護者のリフレッシュ、仕事のためなど介護者の負担軽減を目的に利用されることもあり、要介護者等の在宅生活を支えるサービスとして重要です。また、需要の多いサービスでもあるため、新規事業者の参入誘致や既存事業者のサービス拡大等について調整を図ります。

また、療養病床の再編による介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換なども考慮し、近隣施設も含めた小規模多機能型居宅介護施設や認知症高齢者グループホームの施設整備も視野に入れ、サービス必要量の確保に努めます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## ⑨ 特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム等）

### 【現状と課題】

指定を受けた有料老人ホーム等に入所している要支援・要介護者に入浴、排泄、食事等の支援や介護、機能訓練を受けるサービスを提供します。

市内にサービス提供施設（介護付有料老人ホーム）が1か所（定員54名）あり、サービス利用者は増えてきている状況にあります。

### 【今後の展開】

今後、介護療養型医療施設の廃止に伴い、利用者の増加が見込まれますので、利用希望者には利用者の状態に対応した適時的な相談やサービス提供施設の情報提供等に努めていきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## ⑩ 福祉用具貸与

### 【現状と課題】

在宅での介護に必要な車いすや特殊ベッドの貸出しなど、身体の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の自立支援と、介護者の負担軽減のために利用できるサービスです。

居宅における要介護者等の日常生活動作への自立支援と介護者への介護負担軽減のためには、重要なサービスであり利用意向も高くなっています。今後利用者の増加と利用量の拡充に対応できるよう、市内新規事業者の参入による基盤整備が必要です。また、利用者の状態に合わせた適切な福祉用具を貸与できるよう、相談や情報提供を行うとともにケアマネジャーへ研修等も行っていく必要があります。

### 【今後の展開】

今後、市内事業者の積極的な福祉用具貸与事業への参入が図れるよう情報提供を行い、サービス基盤の整備を進めるとともに、要介護度の低い（軽度）利用者にも適切な福祉用具の貸与ができるよう、事業者等への研修などを行い資質向上に努めていきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## ⑪ 特定福祉用具販売

### 【現状と課題】

在宅での日常生活自立支援として特定福祉用具の給付を行い、高齢者本人の自立を支援します。特定福祉用具購入費（限度額10万円）の9割相当分を支給するサービスです。

今後、住宅改修などの居宅サービスと併せて効果的な利用ができるよう福祉用具購入相談や情報提供を行うことが必要です。

**【今後の展開】**

利用者本人の日常生活動作(ADL)や居住環境などニーズを正しく把握し、自立を支援する適切な福祉用具の提供を行うためにも、介護保険ガイドや福祉用具専門相談員の活用等によりサービス利用者に適切な情報提供を行い、事業者には介護サービス事業者連絡会等を通じて、適正な給付と福祉用具使用に係る安全性確保の周知を行います。併せて、ケアマネジャーの研修を行っていきます。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

## ⑫ 住宅改修

**【現状と課題】**

在宅で利用者の自立度を高めるために段差の解消や手すり等の設置など、住環境の改善を行い、高齢者本人の自立を支援します。住宅改修費（限度額20万円）の9割相当分を支給するサービスです。

本人の状態にあった住宅改修ができるよう、また福祉用具の利用と併せて効果的な改修ができるように、利用者、施工事業者、ケアマネジャーに制度内容の理解を深めていただくため、情報提供に努めることが必要です。

**【今後の展開】**

特別給付の住宅改良とのサービス内容の違い等、介護サービス事業者連絡会等を活用し制度の周知、研修を行います。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

## ⑬ 居宅介護支援（介護予防支援）

**【現状と課題】**

指定居宅介護（予防）支援事業所、地域包括支援センター等のケアマネジャーが、居宅において要支援・要介護者が日常生活を営むために必要な介護（予防）サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や生活環境、本人及び家族の希望等を勘案してサービスの種類や内容、回数等を定めた計画を作成するもので、介護報酬の給付管理等も行います。

要支援・要介護者にとって、在宅で安心して介護（予防）サービスが受けられ、自立支援の助けとなるような適切な居宅介護（予防）サービス計画が提供できるよう、ケアマネジャーの資質の均一化や向上を図っていくことが重要です。

**【今後の展開】**

ケアマネジャーの資質向上のために研修会の実施や情報提供等に努め、個々の相談及び支援体制の充実を図るとともに、居宅介護（予防）支援事業者及び介護サービス事業者連絡会等を定期的に開催して、情報交換等を積極的に行っていきます。また、地域包括支援センターとの連携のもと、担当ケアマネジャーにおいて対応が難しい困難事例等には、積極的な支援体制をとっていきます。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

**（2）地域密着型サービス（介護予防を含む）**

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするためのサービスとして、地域密着型サービスがあります。原則としてその市町村の被保険者のみがサービス利用可能であり、事業者の指定、指導・監督の権限は保険者である市町村にあります。

特別養護老人ホームなどの整備状況を考慮しながら、既存施設に対する働きかけも行うとともに、いろいろな方法を検討し、地域密着型サービス事業者の誘致を進めていく必要があります。

**① 夜間対応型訪問介護****【現状と課題】**

夜間、定期的な訪問を行い、訪問介護員による日常生活の世話などを行う地域密着型サービスです。

**【今後の展開】**

高齢者が在宅でも安心して生活できるよう、訪問介護の夜間サービスに準じた供給体制の確保に努めます。

**② 認知症対応型通所介護****【現状と課題】**

認知症の居宅要介護（要支援）者がデイサービス事業を行う施設又はデイサービスセンターに通い、その施設で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける地域密着型サービスで、市内では1施設（定員12名）でサービスの提供を行っています。

**【今後の展開】**

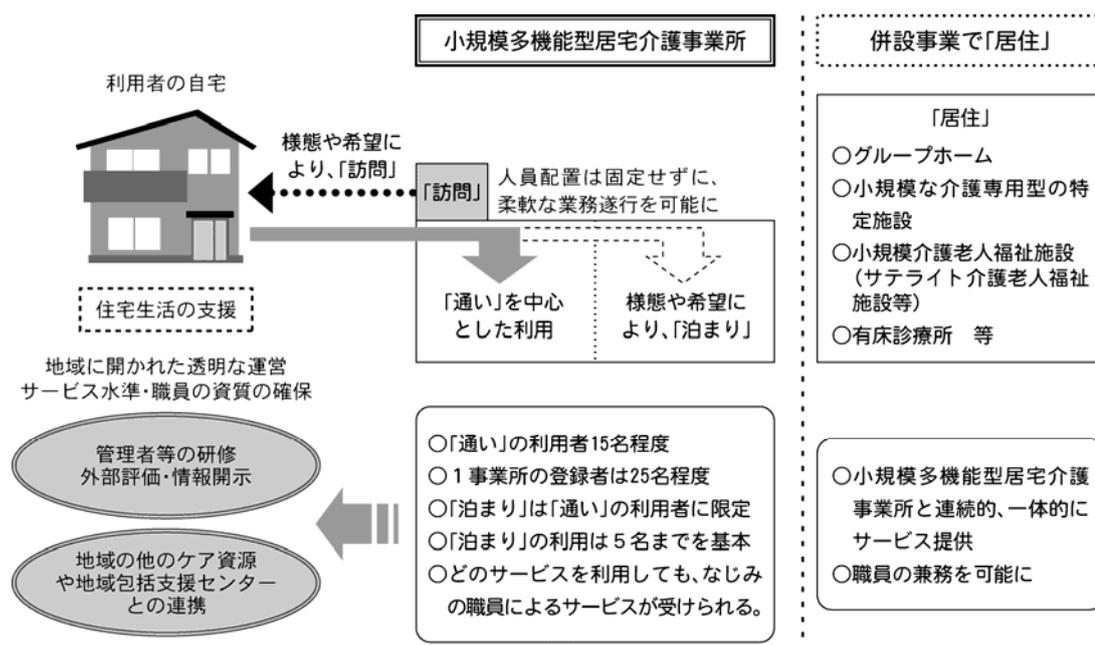
認知症高齢者の増加に伴い、住み慣れた地域で高齢者を支えるという観点から、日常生活圏域の特性にあったサービスの提供、供給体制の確保に努めます。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

### ③ 小規模多機能型居宅介護

#### 【現状と課題】

「通い」を中心に要介護（要支援）者の様態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供し、在宅生活の継続性を支援する地域密着型サービスです。利用者は住み慣れた地域の普段利用している施設で安心してサービスが受けられますが、平成20年度末現在、市内にサービスを提供する事業所はありません。



#### 【今後の展開】

現在、市内に同施設はありませんが、「通い」、「訪問」、「泊まり」を組み合わせたサービスを同一の施設で利用できる利点がありますので、サービス事業者の参入に努め、施設整備を進めていきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### ④ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

#### 【現状と課題】

認知症の状態にある人が、少人数（5～9名）で共同生活を送りながら、家庭的な環境の中で日常生活上の支援や介護を受ける地域密着型サービスです。

認知症高齢者が小規模施設で共同生活を送ることによって、認知症の症状や日常生活動作（ADL）が改善されることがあるなど評価されているサービスです。

今後、利用が増えると予測されるため、判断能力が不十分な利用者の人権等を尊重するなど、サービスの質の確保を図っていく必要があります。

平成20年度末現在、市内にはサービス提供施設が2か所（定員45名）あります。

**【今後の展開】**

認知症高齢者の増加に伴い利用が増えると予測されます。新たに1施設(2ユニット18名)の整備を進めるとともに、良質で適正なサービスを利用者に提供するために、事業所の人員基準や運営基準などの適正な運用について指導・監督していきます。

また、サービス事業者には、年に1回は第三者評価を受けることが義務付けられており、第三者評価による結果の公表や利用者の人権を尊重する等、サービスの質の確保についても指導・助言していきます。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

**⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29名以下の有料老人ホーム等）****【現状と課題】**

定員29名以下の特定施設（有料老人ホーム等）において、要介護者が日常生活の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。

**【今後の展開】**

介護付有料老人ホームなどの整備状況を考慮しながら、日常生活圏域の特性にあったサービスの提供、供給体制の確保に努めます。

**⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29名以下の特別養護老人ホーム）****【現状と課題】**

入浴・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う入所定員29名以下の施設です。

**【今後の展開】**

特別養護老人ホームなどの整備状況を考慮しながら日常生活圏域の特性にあったサービスの提供、供給体制に努めます。

**（3）施設サービス****① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）****【現状と課題】**

日常生活で常に介護を必要とし、家庭の状況など自宅で生活を続けることが困難な要介護高齢者が、入所した施設でサービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等のサービスを受けることができる施設介護サービスです。

平成20年度末現在、市内には定員52名の特別養護老人ホーム1施設だけでしたが、新たに平成21年4月に同施設（定員100名）が開所の予定です。

**【今後の展開】**

認知症高齢者や自宅で生活を続けることが困難な要介護高齢者にとって必要な施設サービスであり、的確なニーズの把握を行い、市としても積極的に利用者へサービス提供施設の情報提供に努めます。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

## ② 介護老人保健施設

**【現状と課題】**

病状が安定期にあるため、入院による積極的医療は必要ないが、要介護と認められた方に、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、並びに日常生活上の世話をを行う施設介護サービスです。

市内には同施設がなく近隣の施設への入所で対応していますが、要介護者が増加する中で市内への施設の誘致を図るとともに、利用者に施設情報の提供をしていく必要があります。

**【今後の展開】**

介護療養型医療施設の平成23年度末廃止に伴うその転換先の受け皿として、サービスの安定供給に向けた介護老人保健施設の市内誘致を図ります。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

## ③ 介護療養型医療施設

**【現状と課題】**

長期にわたる療養を必要とする要介護者が、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理下における介護やその他の世話及び機能訓練や必要な医療を受け、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにする施設介護サービスです。この施設サービスは平成23年度末で廃止となります。

現在、市内に同施設はなく近隣の施設入所で対応していますが、平成20年度から利用者は減少しています。

**【今後の展開】**

介護療養型医療施設の平成23年度末廃止に伴い、その利用者の受け皿としての介護老人保健施設や地域密着型サービスなどのサービス基盤整備を進めていきます。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

## (4) その他介護サービス

### ① 高額介護サービス等費・高額医療合算介護サービス等費の支給

#### 【現状と課題】

介護サービス利用者が、サービスに対して支払った1か月あたりの自己負担額が一定の限度額以上となったとき、また、年間の医療と介護の自己負担額が一定の条件を満たしたときに、その上回った金額を介護保険から支給される制度です。

該当者の抽出を埼玉県国民健康保険団体連合会に委託し、該当者に申請書等を郵送する形で勧奨して実施しています。

#### 【今後の展開】

利用者が高齢で手続きできないなどの現状もあるためケアマネジャー等との連携を図るなどして、支給申請を促します。また、平成20年4月には高額医療合算介護サービス等費の支給制度が創設されたことから、この制度の適正な運用と情報提供に努めます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### ② 特定入所者介護サービス等費の支給

#### 【現状と課題】

市民税非課税世帯等で介護保険施設等の利用者に対し、食費と居住費（滞在費）の基準費用額が負担限度額を上回ったとき、それを超える額について補助を行っています。

特定入所者介護サービス等費は、市から国民健康保険団体連合会を通して施設等に直接支払われ、対象者が支払う食費・居住費はそれぞれの負担限度額までになります。

特別養護老人ホーム等への入所者の増加に伴い、支給額が増加しています。

#### 【今後の展開】

給付の対象となる利用者負担段階（保険料段階）が第1段階から第3段階の施設等入所者には、申請により介護保険負担限度額認定証を交付し、その認定証を施設等に提示することにより特定入所者介護サービス等を受けられます。

毎年6月をめどに対象者に申請書を送付しサービス受給の勧奨をしています。今後も適正な受給対象者の把握に努めていきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## (5) 特別給付

本市では、介護給付や予防給付のほかに、要介護高齢者等の在宅生活を支援する観点から移送サービス及び住宅改良を市の介護保険特別給付として支給しています。

### ① 移送サービス

#### 【現状と課題】

歩行が困難で車イス及び寝台専用車両を利用しなければ医療機関への通院などが困難な利用者の送迎手段を確保するための市独自のサービスです。要介護認定において日常生活自立度B以上で5m以上の歩行が困難な方に対し、月2回を限度とし、1回の移送に要した費用額（限度額15,000円）の9割相当分を支給します。

重度の要介護者の増加に伴い利用件数が伸びました。今後も制度の周知を図り、継続的な利用を促すことが必要です。

#### 【今後の展開】

利用者やケアマネジャーへ利用可能な事業者の情報提供等について周知を図り、サービス利用者の拡大へ対応していきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### ② 住宅改良

#### 【現状と課題】

法定の住宅改修では、対象としていない住宅の改良を対象とし、利用者の住環境の改善（浴室の拡大、押し入れをトイレに改良する等）を図るための市独自の介護サービスです。住宅改良に要した工事費用額（限度額50万円）の9割相当分を支給します。

必要に応じて、住宅改修と併せて在宅生活での自立支援の観点から引き続き生活しやすいバリアフリー化等住環境づくりのための推進を図る必要があります。

#### 【今後の展開】

要介護者等の住環境の改善に向けて利用者やケアマネジャーへ制度の周知を図り、利用者等への情報提供に努めます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## (6) 保健福祉事業（軽度生活援助サービス）

本市では、高齢者が要介護状態等となることを予防するために必要な保健福祉事業として、軽度生活援助サービスを実施しています。

**【現状と課題】**

要介護認定において非該当（自立）と判定されたが、日常生活上何らかの生活支援を必要とする人に対して、生活援助中心型の訪問介護サービスを提供するものです。

介護保険の対象にならない特定高齢者をどのように支援できるか、サービスの内容、対象者の判定基準の見直しが必要です。

**【今後の展開】**

介護予防事業や地域支援事業との位置づけの明確化や、要介護認定において自立と判定された人へのフォロー体制の整備など、サービス内容の充実を図っていきます。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

**1-2-2 在宅支援サービスの推進**

要介護者等及び家族介護を支援するための市独自の居宅支援事業をメニュー化し、市民に制度を周知するため、情報提供活動の強化を図ります。

また、高齢者が安心して利用できる支援体制の確保に向け、保健・福祉及び関係機関の連絡・協力体制を強化し、推進します。

**推進の方向性**

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (1) 要介護高齢者手当  | (4) 介護サービス利用料補助    |
| (2) 訪問理美容サービス | (5) 高額介護サービス費等資金貸付 |
| (3) 寝具乾燥サービス  |                    |

**(1) 要介護高齢者手当****【現状と課題】**

要介護認定を受けた高齢者及び介護者に対し、経済的、精神的負担を軽減するための施策で、現在、市民税非課税世帯の要介護4又は5の人に月額8,000円を支給しています。

今後の要介護高齢者の増加に伴い、財政負担が大きくなることから、手当のあり方など検討する必要があります。

**【今後の展開】**

重度の要介護高齢者及びその介護者の経済的、精神的負担の軽減にどの程度寄与しているのかも考慮し実態調査を行い、支給内容も含め制度のあり方を検討していきます。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

## (2) 訪問理美容サービス

### 【現状と課題】

理髪店や美容院に出向くことが困難な要介護3・4・5と認定されている人や重度の障がい者が、自宅で手軽に理美容サービスの提供が受けられるサービスです。理美容に要する費用は自己負担ですが、出張に要する費用について、年度内6回(1回2,000円)まで市が負担しています。

### 【今後の展開】

利用促進に向けて、関係機関との連携や対象者の把握、サービスの周知方法を検討します。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## (3) 寝具乾燥サービス

### 【現状と課題】

寝具を乾燥することが困難な高齢者家庭に、月2回、寝具乾燥車を派遣するものです。

ひとり暮らしの高齢者等に、保健衛生及び生活支援の観点から必要なサービスであり、制度の周知を図る必要があります。

### 【今後の展開】

利用促進に向けて、サービスの周知方法を検討します。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## (4) 介護サービス利用料補助

### 【現状と課題】

介護保険は、利用したサービス費用の1割が自己負担となっていますが、1割負担のサービス利用料に対して保険料第1段階該当者は50%を、保険料第2段階該当者は25%をそれぞれ補助しています。

今後、要介護・要支援認定者の増加に伴い、財政負担の増加が見込まれます。

### 【今後の展開】

利用者へ制度を周知し、介護サービス利用者の経済的負担の軽減及び介護サービス利用の促進を図ります。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## (5) 高額介護サービス費等資金貸付

### 【現状と課題】

介護サービス事業者に支払う自己負担額が高額となり、支払が困難なとき、高額介護サービス費等が支給されるまでの間、基金から一時的に資金を無利子で貸付けし高額介護サービス費が支給された後返済していただく制度です。資金の貸付は少ない状況です。

### 【今後の展開】

利用者へ制度の周知を図り、資金貸付の利用を促進していきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## 1-2-3 多様なサービス提供主体の参入誘導

### 【今後の展開】

多方面からの介護サービス事業者の参入を促進し、市民が安心してサービスが受けられるよう事業者間の調整を図るとともに、地域福祉の担い手でもあるボランティアや民間非営利団体（NPO）による市民の参画にも配慮しながら推進していきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## 1-2-4 在宅サービス提供施設の整備支援

### 【今後の展開】

要介護認定者の在宅生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービスを提供する施設などの整備を推進するとともに、民間事業者の参入誘導と民間も含めた既存施設の活用についても情報を収集し、様々なサービスを提供できる支援体制の充実を図っていきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### 1-3 介護サービスの質的向上

【具体的な施策の内容の一覧】

	推進実施団体			
	市民	ボランティア NPO	事業者	行政
1-3-1 介護サービスに係わる人材育成の推進			○	○
1-3-2 総合相談窓口の充実				○
1-3-3 事業者との連携の推進			○	○
1-3-4 苦情相談体制の充実		○	○	○
1-3-5 サービス評価システムの推進		○	○	○
1-3-6 リスク管理の推進		○	○	○
1-3-7 ケアマネジメントの充実			○	○
1-3-8 施設サービスの質の向上			○	○
1-3-9 介護給付の適正化			○	○

#### 1-3-1 介護サービスに係わる人材育成の推進

【現状と課題】

介護サービス事業者及びケアマネジャーの資質向上を目的に研修会や事例検討会を行い、意見交換や情報交換を実施しています。介護予防を重視したサービス内容についてさらに研修体制の充実が必要になります。

【今後の展開】

介護予防ケアマネジメントを実施していく上で、ケアマネジャーや訪問介護・通所介護等の介護サービス事業者及び地域包括支援センター職員を対象として、定期的に研修会や事例検討会等を実施し、意見交換や情報提供等を行い資質の向上に努めます。

また、権利擁護の視点を養い、増加する認知症や虐待にも対応できるような人材の育成に努めます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

#### 1-3-2 総合相談窓口の充実

介護保険サービスや各種保健福祉サービスの情報提供に努める他、地域包括支援センターの整備と機能充実を図り、総合的な相談窓口としての充実を推進します。

**【現状と課題】**

地域ケア会議や介護サービス事業者連絡会を通して、情報収集、情報の共有化を図っていますが、それぞれの連携が十分とは言えず、情報の共有化も不十分です。関係機関との連携を図りながら総合相談窓口を明確にする必要があります。

**【今後の展開】**

地域包括支援センターが、地域に住む高齢者の様々な相談をすべて受け止めて、それを適切な機関、制度、サービスにつなぎ、その後の状況において適切にフォローアップできるように整備と機能充実を図ります。また、相談を待つだけでなく、実態把握業務により地域に存在する隠れた問題やニーズを発見するように努めます。

市民に対しては、介護保険サービスや各種保健福祉サービス、地域の社会資源等の情報提供、関係機関の紹介などに努める他、地域における様々な関係者との連携と情報の共有化を図りながら、相談窓口としての機能を充実させていきます。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

**推進の方向性**

- (1) 情報提供の充実
- (2) 情報の公開・共有
- (3) 地域包括支援センターの活用

**1-3-3 事業者との連携の推進****【現状と課題】**

事業者及び関係機関における情報の共有化とネットワーク化を図るため介護サービス事業者連絡会を組織し、研修会や事例検討会を実施し連携を図っています。

今後は、他市の状況も踏まえながら連絡会を定期的を開催することで、さらなる連携を図る必要があります。

**【今後の展開】**

介護サービス利用者が、安心してサービスを受けるためには、利用者に必要な情報が提供されていることが最低の条件であることを踏まえて、ケアマネジャーや介護サービス事業者との連絡会を定期的を開催し、事業者間の連携を図りながら、情報の共有化に努めます。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

---

#### 1-3-4 苦情相談体制の充実

##### 【現状と課題】

介護保険制度、介護認定、介護サービス等に関する苦情相談や、介護サービス事業者の対応に関する苦情、ケアプランに関する苦情、認定結果に対する苦情等があります。その都度認定の仕組みについて窓口や電話で説明し、事業者への事情確認や改善依頼を実施しています。

##### 【今後の展開】

介護サービス利用者が、サービス利用において受けた不当な扱い、トラブルに対し、介護サービス事業者等の関係機関と連携を図り、苦情相談体制の充実に努めます。

また、苦情情報の蓄積や共有に努め、介護サービスの質の向上と充実に活用します。相談窓口の周知を図るとともに、相談には迅速かつ適切に対応し、内容に応じて県や国民健康保険団体連合会と連携をとりながら、関係者等への適切な指導に努めます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

#### 1-3-5 サービス評価システムの推進

介護サービスの利用にあたって利用者が、自分のニーズにあった事業者やサービスを選択するためには、事業者の特性やサービスの質を比較できる情報、信頼できる情報が必要になります。事業者を適正に評価し開示する仕組みの確立が重要となっています。

利用者が質の良い適切なサービスを受けられるよう介護サービス事業者に、情報公開が義務化され、情報開示されることになりました。開示の奨励に努めるとともに、県や関係機関との連携をとりつつ、利用者や専門的視点からサービス内容を第三者機関が評価する、第三者評価等の評価システムの推進なども検討します。

### 1-3-6 リスク管理の推進

介護サービスにおける事故をいかに防ぐか、事故にいかに対応するのか、施設のみならず在宅サービス事業者においても自主的な危機管理体制を確立することが求められています。そうした中で、介護サービス事業者が自らのサービスを見直し、サービスの質を向上させることで、利用者が安全でかつ安心してサービスの提供を受けられるよう、安全確保の視点から事故防止対策などのマニュアル作成やリスク管理の推進に努めます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

推進の方向性

独自の第三者評価の資源や成果を活用した調査体制の整備

### 1-3-7 ケアマネジメントの充実

高齢者の尊厳を支えるケアを実現していくには、地域住民による多様な活動の展開も含め、地域における総合的な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を総合的に行う体制の整備が求められます。介護サービスは的確なアセスメント後、ケアプランに沿って利用されるため、ケアマネジメントの質の確保は重要な課題であり、ケアマネジャーの資質向上が必要となります。

地域包括支援センターに配置される主任ケアマネジャーが中心となり、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、ケアマネジャーとの協働と地域の関係機関との連携により包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行います。併せて、地域包括支援センターの運営や地域支援事業の実施に向けて、保健・医療・福祉の関係機関との連携に努めます。

また、介護給付の適正化事業においても、不要なサービスが提供されていないか等の検証を行い、ケアプランの適正化を図っていきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

推進の方向性

- (1) 医療と福祉の連携推進
- (2) 適正なケアプランの普及

### 1-3-8 施設サービスの質の向上

施設サービスにおいては、その利用者を要介護4、要介護5などの重度者に重点化するとともに、個室化やユニットケアの推進を図ります。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

推進の方向性

- (1) 個室化・ユニットケアの推進
- (2) 身体拘束の廃止など

### 1-3-9 介護給付の適正化

【現状と課題】

介護保険サービスの提供については、民間事業者の参入を推進することにより、必要なサービスの確保と利用者のサービスの選択を可能にしてきました。しかしながら一部の事業者には、本人の状態像に合わないサービス提供を行うなどが見受けられます。このことに対し、保険者である志木市としては、不適切なサービスの是正はもちろん、不正事案の再発防止及び介護事業の適切な運営のため、全般的なサービスの質の向上への取り組みが急務です。また、給付費が毎年増大していく中で、市民負担をできるだけ抑制していくためにも、介護給付の適正化に向けての取り組みが不可欠です。

【今後の展開】

県国民健康保険団体連合会が、介護給付等の審査支払業務を通じて保有する給付実績情報を有効利用し、ケアプランチェックや介護と医療情報との突合及び縦覧点検などの給付実態調査を行うとともに、サービス提供事業者への実地指導を適正に行っていきます。また、平成19年度に作成した志木市介護給付適正化計画により、平成20年度から平成22年度までを取り組み強化期間とし、市民の皆さんに対して介護保険制度の理解を深め、介護給付適正化の必要性の理解、サービス利用者に介護給付費情報の通知の実施など、実効性のある対応を行っていきます。あわせて事業者指導・監督の強化を図り、必要に応じて適正化取組状況の公表を行います。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

推進の方向性

- (1) 委託認定調査の状況チェック
- (2) ケアプランの確認指導
- (3) 住宅改修の点検
- (4) 介護給付費通知
- (5) 介護と医療情報との突合

## 基本目標 2

施策の展開

## 基本目標 2 施策の展開

### “高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるまちづくり”

#### 2-1 認知症高齢者対策の推進

【具体的な施策の内容の一覧】

	推進実施団体			
	市民	ボランティア NPO	事業者	行政
2-1-1 認知症予防対策の充実		○	○	○
2-1-2 成年後見・権利擁護の推進	○	○	○	○
2-1-3 認知症高齢者のケア体制の推進	○	○	○	○

##### 2-1-1 認知症予防対策の充実

認知症は早期に発見することにより、予防したり進行を緩めたりすることができま  
す。そこで、早期発見のためのスクリーニングや認知症予防に効果があるとされる生  
活習慣の普及を図ります。

###### 【現状と課題】

生活習慣病予防や生活習慣病の早期発見に積極的に取り組む必要があります。ま  
た、認知症への理解を促すための広報活動、普及啓発も重要です。

###### 【今後の展開】

認知症予防を図るため、生活習慣病の予防及び早期発見に取り組むとともに、認  
知症を正しく理解するための普及啓発に努めます。

【推進の担当】 保健センター、健康づくり支援課、高齢者ふれあい課

##### 2-1-2 成年後見・権利擁護の推進

認知症高齢者など判断力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助や苦情の  
申し立て、成年後見制度などの様々な権利擁護制度が円滑に利用できるよう、権利擁  
護支援体制の整備を図ります。

###### 【現状と課題】

利用者が主に認知症高齢者などで判断能力が不十分な成年者であるため、利用者  
の人権を尊重しながら制度利用につなげる必要があります。このため地域包括支援  
センターや社会福祉協議会との連携を密にする必要があります。また、最近増えて  
いる悪質訪問販売に対処するためにも、対象者の把握に努めるとともに、わかりや  
すい制度の説明や利用のための支援が必要です。

## 【今後の展開】

認知症高齢者や身よりのないひとり暮らし高齢者などが増えると予測され、利用対象者は増加するものと見込まれます。今後は地域包括支援センターや社会福祉協議会を中核として、制度利用促進のための広報・普及活動、相談体制の強化に努め、成年後見制度利用支援事業等の実施を行うとともに、制度普及の推進に努めます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## 2-1-3 認知症高齢者のケア体制の推進

地域密着型サービスの整備等により、認知症の高齢者が地域で安心して生活できるような介護サービス体制の構築を図ります。また、悪質な訪問販売等の被害にあわないよう、地域での見守りの体制やネットワークづくりに努めます。

## 【現状と課題】

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者等の増加が見込まれることから、実態把握や相談窓口の設置など、認知症高齢者への支援が必要です。認知症高齢者等に対する地域ケア体制の推進を図るとともに、地域住民への啓発活動等が必要です。

## 【今後の展開】

認知症についての正しい知識をもち、認知症高齢者やその家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていけるよう、ボランティアである認知症サポーターを養成します。さらに、認知症高齢者及びその家族等への相談窓口の設置や、地域包括支援センター、医師会、志木市立市民病院など関係機関が連携をとり、認知症高齢者への地域ケアシステムづくりを推進します。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## 2-2 地域ケア体制の構築

## 【具体的な施策の内容の一覧】

	推進実施団体			
	市民	ボランティア NPO	事業者	行政
2-2-1 サービス調整機能の充実		○	○	○
2-2-2 地域ケア体制への市民参画	○	○	○	○
2-2-3 地域ケア体制の確立			○	○
2-2-4 日常生活圏域の設定及びサービスの推進		○	○	○

## 2-2-1 サービス調整機能の充実

地域包括支援センターが中心となり、地域のサービス利用者・家族や介護サービス事業者、関係団体、成年後見関係者、民生委員・児童委員や市民などの協力のもと、各行政分野の関係機関との連携・協力を強化し、サービス調整体制としてのネットワーク化を進めていきます。

また、地域包括支援センターの各専門職に、地域の保健・医療・福祉の関係者等を加え、支援を必要とする高齢者に関する情報交換や支援方法、高齢者に対して行った支援等についての報告や検討等を行う場を整備していきます。

担当圏域を超えた課題については、地域包括支援センター運営協議会と連携し、課題の解決に努めます。

## 2-2-2 地域ケア体制への市民参画

町内会などと連携し、身近な居住地域で安心して生活できるようなネットワークや地域に密着した市民参画の体制づくりを構築します。

## 2-2-3 地域ケア体制の確立

高齢者が要介護状態になった場合は、介護保険サービスや各種保健福祉サービスの利用のほか、ボランティアや民間非営利団体（NPO）が提供するサービスを包括的なマネジメントのもとで総合的に提供していくとともに、地域内での支え合いの仕組みづくりが重要です。

地域包括支援センターがこの役割を担い、地域の連携、協働体制の確立を推進していきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

推進  
の  
方向性

地域包括支援センターの設置

## 2-2-4 日常生活圏域の設定及びサービスの推進

地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、日常生活圏域を定めています。

本市では本町、柏町、館・幸町、宗岡の4圏域を設定し、地域での支え合いの仕組みづくりや、地域密着型サービスの提供に努めていきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

推進の方向性

地域密着型サービスの整備（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護など）

## 2-3 高齢者にやさしいまちづくりの推進

【具体的な施策の内容の一覧】

	推進実施団体			
	市民	ボランティア NPO	事業者	行政
2-3-1 バリアフリーのまちづくり	○	○	○	○
2-3-2 住居のバリアフリー化の推進			○	○
2-3-3 高齢者が安心して暮らせる住環境整備			○	○
2-3-4 防犯・防災対策の充実	○	○	○	○
2-3-5 成年後見・権利擁護の推進（再掲）	○	○	○	○
2-3-6 低所得者特別対策				○
2-3-7 高齢者虐待への対応	○	○	○	○

### 2-3-1 バリアフリーのまちづくり

今後のまちづくりにあたっては、高齢者が安心・安全で快適な生活を送ることができる生活基盤の整備を推進していくことが重要です。また、本市における豊かな自然環境は、快適で潤いのある生活の基盤であり、重要な福祉資源です。

このため、豊かな自然を生かした公園の整備をはじめ、安全で快適な道路環境の整備や移動支援など高齢者、障がい者にやさしいまちづくりの実現に向け、バリアフリー新法に基づいたバリアフリーのまちづくりを推進していきます。

【現状と課題】

地域の交通バリアフリー化を推進するため、継続的なノンステップバスの導入促進事業費補助を実施するとともに、バス路線の充実など利便性の向上に努めています。また、駅施設のバリアフリー化については、志木駅舎内にエレベーター設置及び障がい者対応型トイレを設置し、駅利用者の安全性の向上を図っています。今後も駅舎の改善など関係機関に要望していきます。

### 【今後の展開】

高齢者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に向けて、引き続きバス交通の利便性の向上や駅施設のバリアフリー化等を推進していきます。

【推進の担当】 生活安全課

## (1) 都市公園及び児童遊園地のバリアフリー化

### 【現状と課題】

現状の施設等の管理以外に高齢者への対応として、都市公園の水飲み場、出入口及びトイレなどにおいて、誰もが安心して利用できるよう、段差の解消や階段、傾斜路等に手すりの設置など、施設改修の検討が必要です。

### 【今後の展開】

今後は、高齢者に配慮した公園施設のバリアフリー化を推進します。

【推進の担当】 道路公園課

## 2-3-2 住居のバリアフリー化の推進

### (1) 住居のバリアフリー化

#### 【現状と課題】

高齢者が自宅で安全快適な生活を送ることができるよう、居宅内の段差解消や、スロープ及び手すりの設置などの住宅改修のほか、住宅改修の補助対象とならない浴室の拡大、階段昇降機の設置など、居宅生活での自立支援の観点から住居のバリアフリー化に対し、市独自の特別給付（住宅改良）を実施しています。

また、平成21年度までは、住宅のバリアフリー化改修に対して、一定の要件を満たした場合に固定資産税の減額措置があります。

#### 【今後の展開】

今後も高齢者の居住環境整備に向け、住宅のバリアフリー化を含めた制度の拡充を図ります。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課、建築耐震課

推進の方向性

高齢者向け住宅の普及、ケア付住まいの普及、居住支援の仕組みづくりなど

### 2-3-3 高齢者が安心して暮らせる住居環境整備

#### 【現状と課題】

バリアフリー新法、埼玉県福祉のまちづくり条例等の基準による指導を行っています。課題としては、指導対象となる規模基準に該当しない民間賃貸の住宅の整備等があります。高齢者が住み慣れた地域で可能な限り住宅で暮らし続けられるよう、高齢者に配慮した住宅整備が必要となります。

#### 【今後の展開】

公的住宅におけるグループ住宅など、新しい住み方を検討し、また共有スペースのバリアフリー化に対する支援制度を研究していきます。そして、高齢者のニーズに対応した住まいづくりの実現を図ります。

今後は、シルバーハウジング（住宅政策と福祉政策との連携による高齢者世帯付公的賃貸住宅の総称）や高齢者専用賃貸住宅など高齢者一人ひとりの状況に配慮した住宅施策を検討していきます。あわせて福祉施策や医療との連携も視野に入れた総合的な住宅施策を検討していきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課、建築耐震課

### 2-3-4 防犯・防災対策の充実

防犯対策については、警察や関係団体と連携して、防犯パトロール等様々な防犯活動が実施され、また、町内会などの協力を得て、防犯灯などの防犯設備の整備を進めてきました。振り込め詐欺等の高齢者を狙った悪質な犯罪が多発する中、今後も市民の防犯に対する意識の高揚を図るとともに、防犯設備のより一層の充実を図るなどして、安心して安全な住み良い地域環境の確保を図っていきます。

防災対策としては地域防災訓練やミニ防災訓練を通して、地域での相互扶助の意識の高揚に努めています。また、75歳以上のひとり暮らし高齢者や要介護の認定を受けている人などを対象に、災害時要援護者台帳の登録を行っています。災害時の安否確認や避難誘導等の支援を迅速かつ円滑に行うために、事前に地域の民生委員・児童委員、町内会、自主防災会などに台帳の提供を行っています。

【推進の担当】 生活安全課、高齢者ふれあい課、福祉課

### 2-3-5 成年後見・権利擁護の推進（再掲）

認知症高齢者など判断力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助や苦情の申し立て、成年後見制度などの様々な権利擁護制度が円滑に利用できるよう、権利擁護支援体制の整備を図ります。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### 2-3-6 低所得者特別対策

介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等の利用者負担減額制度の普及と、低所得者に対して介護保険利用者利用料負担軽減措置を実施し、利用者への周知に努めます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

推進の方向性

- (1) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の普及
- (2) 介護保険利用者利用料負担軽減措置の実施

### 2-3-7 高齢者虐待への対応

高齢者への虐待を早期に発見し、深刻化を防ぐために、民生委員・児童委員や地域での見守り活動などにより日常的に高齢者の様子を見守る体制づくりをはじめ、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいた、家庭内及び施設内虐待対策を講じる必要があります。

地域包括支援センターと連携をとり、虐待を発見した市民や介護サービス事業者等が速やかに対応できるように、地域全体で取り組むネットワークの確立をはじめ、法律に定められた各種施策の展開を図ります。

また、要介護高齢者に対する支援体制も併せて整備し、高齢者の安全確保を図ります。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

推進の方向性

- (1) 家庭内虐待対策
- (2) 施設内虐待対策

## 基本目標 3

施策の展開

## 基本目標 3 施策の展開

### “市民参画による生きがいやふれあいのあるまちづくり”

#### 3-1 高齢者の積極的な社会参画

【具体的な施策の内容の一覧】

	推進実施団体			
	市民	ボランティア NPO	事業者	行政
3-1-1 高齢者の社会参加活動・生きがいづくりへの支援	○	○		○
3-1-2 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進	○	○	○	○
3-1-3 高齢者の就労支援			○	○
3-1-4 福祉のまちづくりへ参画する高齢者への支援	○	○		○

##### 3-1-1 高齢者の社会参加・生きがいづくりへの支援

市民挙げての向学姿勢、多様化する市民ニーズを把握し、タイムリーな情報提供や多様な学習プログラムを取り入れた生涯学習事業の充実を図ります。

推進の方向性

- (1) 情報提供
- (2) グループ活動支援
- (3) 高齢者の社会参加（老人クラブへの支援、シルバー大学等）
- (4) 高齢者を支援する団体（いきがいサロン）
- (5) 老人福祉センター

##### (1) 情報提供

【現状と課題】

生涯学習関係の情報は、公共施設で活動しているグループ・サークルを紹介した「志木市グループ・サークル情報」、各事業については、「市内年間イベント予定表」をインターネット等で情報提供しています。また、市民自身の企画・運営による多種多様な講座を提供していくなど、今後は、さらに充実した内容の講座の展開や、多くの情報を提供していくためにも、多様化する市民ニーズの把握が急務です。

**【今後の展開】**

市民一人ひとりが、自身の生涯学習活動から習得したものを、家族や地域の人たちにも伝えることは、人と人とのつながりが深まり、ひいては、「地域力向上」にもつながります。今後は、「第二次生涯学習推進計画」のもと、多様な学習機会を効率的に提供するシステムを整備し、一生「生きがい」を持ち続け、「心豊かな生活」を送れるような「まちづくり」を目指します。

**【推進の担当】** 生涯学習課

**(2) グループ活動支援****【現状と課題】**

元気の出るまちづくり活動による各種活動への支援とコミュニティ協議会を通じた各種団体の連携体制の充実と活動の活性化を図っています。

また、民間非営利団体（NPO）の活動の変化に対応した事業の推進を図り、活動を支援していきます。

**【今後の展開】**

各種ボランティア団体等の市民への情報提供に努めるとともに、民間非営利団体（NPO）間の連絡調整を図り、引き続き各団体の活動の活性化と支援を進めていきます。

**【推進の担当】** 地域振興課

**(3) 高齢者の社会参加（老人クラブへの支援、シルバー大学等）****① 老人クラブへの支援****【現状と課題】**

健康、教養、地域活動などの事業を行っている単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し、活動支援や団体育成に取り組んでいます。

高齢者の増加に対し、新規加入者が減少しています。単位クラブの魅力ある活動の展開を図り、老人クラブ全体の活性化を図ります。

**【今後の展開】**

高齢者が生きがいをもって、活動が積極的に展開できるよう、高齢者まつり等を実施するとともに、各単位クラブの活性化や広報活動に力を入れ、会員拡大を図ります。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課



## ② シルバー大学、あけぼの大学、寿大学

### 【現状と課題】

いろは遊学館及び公民館は、仲間づくり、学習活動の場としてシルバー大学（いろは遊学館）、あけぼの大学（宗岡公民館）、寿大学（宗岡第二公民館）を実施しています。

今後、高齢社会に対応した講座のあり方をさらに検討し、高齢者の生きがいや憩いの場としての役割を担いつつ、事業内容の充実を図る必要があります。

### 【今後の展開】

事業の企画運営も含め、高齢者の積極的な参画を進めます。

また、いろは遊学館では、学社融合の特色を生かし、小学生との世代間交流事業を充実していきます。

【推進の担当】 いろは遊学館

## （４）高齢者を支援する団体（いきがいサロン）

### ①いきがいサロン

### 【現状と課題】

小学校の余裕教室を利用して、高齢者が楽しく集う憩いの場として、高齢者間の連帯やコミュニケーションを深め、さらに児童とのふれあい交流も図っています。運営は地域のボランティアによって行われており、活発な事業展開により地域で定着しています。

### 【今後の展開】

利用者は毎年増加しており、様々なニーズに対応できるよう新規講座の企画等、充実を図っていく必要があります。

また、小学校の余裕教室以外にもいきがいサロンの設置を検討します。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## （５）老人福祉センター

### 【現状と課題】

高齢者が生きがいをもった生活を送ることができるよう、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動等の機会を提供しています。

一日100人以上が利用していますが、固定の利用者が多く、利用は横ばい状態にあるため、より多くの方が利用できる環境づくりが必要です。

### 【今後の展開】

高齢者の憩いの場として利用しやすい環境づくりに努めます。また、介護予防拠点の1つとして現在の教室事業も含め、介護予防事業をさらに展開します。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### 3-1-2 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進

高齢者を含め、市民の健康保持・体力向上を図るための、スポーツ・レクリエーション活動の拡大推進を図っています。

推進の方向性

- (1) 健康ライフスタイルの支援
- (2) 活動機会づくり

#### (1) 健康ライフスタイルの支援

##### 【現状と課題】

志木市スポーツ振興計画に基づき、高齢者の健康ライフスタイルの支援として、介護予防の課題である「元気で長生き」の人生を送るため、年齢や体力にあったスポーツ・レクリエーション活動に参加できる仕組みを整え、現状の体力を維持する施策を推進します。

##### 【今後の展開】

65歳以上の高齢者を対象に体力測定を実施し、高齢者の体力を維持するため高齢者スポーツの推進を図ります。また、スポーツを通じた生きがいづくりの場への参加促進を図るため、スポーツ団体やレクリエーション団体等の情報を積極的に提供していきます。

【推進の担当】 生涯学習課

#### (2) 活動機会づくり

##### 【現状と課題】

グランドゴルフ大会の開催及び市内に3か所あるゲートボール場の整備と維持管理を行っていますが、参加者が固定しつつあるため、これらの種目以外で高齢者の実態にあったスポーツ等を導入し、さらに活動の場を広げる必要があります。

##### 【今後の展開】

既存のイベントは定着してきていますが、参加者の固定化を避けるためには、新たな高齢者が楽しめるスポーツの導入やレクリエーション的なイベントを検討していきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### 3-1-3 高齢者の就労支援

シルバー人材センターの活用により、生きがい援助の一つとして支援体制づくりに努めます。

推進の方向性

- (1) 雇用機会づくり（地域職業相談室）
- (2) (社団法人)朝霞地区シルバー人材センターの支援

#### (1) 雇用機会づくり（地域職業相談室）

##### 【現状と課題】

「地域職業相談室」では、健常者への職業相談、職業紹介、求人の取次ぎを行っており、平成20年1月にキャリアカウンセラーによる若年者向けの職業相談を開始し、相談業務の拡充を図りました。

また、景気の後退を反映してか高齢者に対する就労は依然厳しい状況にありますが、朝霞職業安定所の情報検索システム及び求人台帳を活用し、引き続き就労の機会を図っていきます。

##### 【今後の展開】

「地域職業相談室」の利用増加を図るため、近隣の市町などへのPRを積極的に行っていきます。

また、高齢者ふれあい課や福祉課、ハローワークとの連携を一層緊密にすることにより、課題となっている団塊の世代をはじめとした就労支援はもとより、高齢者の再雇用や障がい者の就労支援等も視野に入れた総合的な促進を図っていくよう、環境の醸成に努めていきます。

【推進の担当】 地域振興課

#### (2) (社団法人)朝霞地区シルバー人材センターの支援

##### 【現状と課題】

経験や技術を活かして働きたい、地域社会のため役立つ仕事をしたいという、健康で働く意欲のある人に働く場を提供しています。会員数は増加傾向にあります。また、今後団塊の世代の大量退職を控え、高齢者の生きがいや働き方に対する多様な考え方に対応する必要があります。

## 【今後の展開】

幅広い高齢者層に対応するため、シルバー人材センターの活動内容の周知に努めます。また、高齢者の社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の活性化に貢献するような、センター自らが高齢者の経験や技術を活かす場を確保する積極的な姿勢や提案などを支援していきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## 3-1-4 福祉のまちづくりへ参画する高齢者への支援

高齢者が生きがいをもって自立することができる地域づくりが必要との観点から、高齢者がこれまでに培ってきた知識や能力を活かし、地域で活躍できる場づくりに努めていきます。

## 3-2 福祉コミュニティの推進

## 【具体的な施策の内容の一覧】

	推進実施団体			
	市民	ボランティア NPO	事業者	行政
3-2-1 地域ぐるみの市民福祉活動の推進	○	○	○	○
3-2-2 ボランティア・民間非営利団体(NPO)活動の支援	○	○	○	○
3-2-3 防犯・防災対策の充実(再掲)	○	○	○	○

## 3-2-1 地域ぐるみの市民福祉活動の推進

## 【現状と課題】

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加し、閉じこもりなどの問題が出てきます。特に集合住宅(マンション)などでは、見守りが難しい状況にあります。

地域住民の社会参加、地域社会への参加を促し、地域で支え合う地域づくりへ向けて、地域の諸団体が連携し活動を推進していくことが必要です。

## 【今後の展開】

行政、社会福祉協議会、地域等が連携して、地域の実情に応じた地域の福祉活動の調整を図り、引き続き、市民協働の観点から各団体の活動の活性化を図り、人材の育成とともに活動の支援に努め、推進を図ります。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課、地域振興課

### 3-2-2 ボランティア・民間非営利団体（NPO）活動の支援

#### 【現状と課題】

地域においては、ボランティア団体の福祉活動は不可欠なものになっています。

社会福祉協議会との連携を図るとともに、市内で活動しているボランティアや各種ボランティア団体を把握し、広く情報を収集し、ボランティア活動希望者への環境づくりに努めるとともに、各種ボランティア団体の市民への情報提供を十分にしていける必要があります。

#### 【今後の展開】

各種ボランティア団体の市民への情報提供に努めるとともに、各団体間との協働を図り、活動の活性化と支援を進めていきます。

【推進の担当】 地域振興課

### 3-2-3 防犯・防災対策の充実（再掲）

防犯対策については、警察や関係団体と連携して、防犯パトロール等様々な防犯活動が実施され、また、町内会などの協力を得て、防犯灯などの防犯設備の整備を進めてきました。振り込め詐欺等の高齢者を狙った悪質な犯罪が多発する中、今後も市民の防犯に対する意識の高揚を図るとともに、防犯設備のより一層の充実を図るなどして、安心して安全な住み良い地域環境の確保を図っていきます。

防災対策としては地域防災訓練やミニ防災訓練を通して、地域での相互扶助の意識の高揚に努めています。また、75歳以上のひとり暮らし高齢者や要介護の認定を受けている人などを対象に、災害時要援護者台帳の登録を行っています。災害時の安否確認や避難誘導等の支援を迅速かつ円滑に行うために、事前に地域の民生委員・児童委員、町内会、自主防災会などに台帳の提供を行っています。

【推進の担当】 生活安全課、高齢者ふれあい課、福祉課

